

和平建議 汪兆銘

於 昭一三、一二、二九  
河 内

去る四月開催された臨時全國代表大會に於て、發せられた中國現在の抗戰理由に關する部分に次の如き一節があつた。一九三四年（昭和九年）塘沽停戰協定締結の後あらゆる屈辱を忍んで日本との交渉に應じてきたのは、一つは軍事行動を避け次の二事業を平和的方法によつて遂行せんと願つたからに外ならぬ。即ち此の事業とは第一は北支諸省の安全を保障し、第二は東北四省の懸案の合理的な解決を實現せんとしたのである。即ち政治的に我々の要求する最少限の條件は、我國に於ける外國權益の不侵害、獨立の保障、領土保全にあり、他方經濟的には教々の指導は互惠主義と平等にあつた。然るに一九三七年（昭和十二年）七月盧溝橋事件の勃發により、支那は上記の如き平和的解決への希望の到底實現し得ざるを知ると同時に、武器を執つて抵抗せざるを許さるに至つた。然るに日本政府は去る十二月二十二日の聲明（近衛首相談）に於て日支國交調整に關する日本政府の根本方針を闡

0874

明した。右方針に於て強調された第一の點は普隣並に友好の主義である。即ち右聲明によれば、日本は支那に對し領土をも賠償をも要求するものに非ず。

日本は支那の主權を尊重するも、然し支那の完全なる獨立を確保する爲には、日本は日本が明治時代に於て實行せる政策の例に倣ひ、日本人が支那に於て自由に生活し且 利益を享受する代償として日本は支那に對して租界を還し、且支那に於ける租外利益の撤廢に同意せんとしてゐる。日本政府がかゝる宣言を嚴かに發表せる以上平和的手段によつて北支各省の安全を保障し得るのみならず、又今次事變の過程に於て失はれたる領土をも恢復し得、かくて支那の領土主權、行政的獨立に領土保全をなし得るであらう。されば我々は大會の宣言に従ひ、北支四省萬國の合理的解決を爲す爲に我々の懸望を決定し何等かの措置に出づべきである。この問題は過去數十年に亘り日本政府によつて極めて屢々提起され來つたものである。

然し我々は日本との斯かる防共提携は、支那の單一的並に政治問題

の干渉に迄導く可能性ありとして、之に對し疑惑の念を抱いて來たが、日本が日支防共協定は現存する日獨伊三國防共協定成文と同様な精神に於て締結されるべき旨の極めて率直なる言明をなした以上、斯かる疑惑は今や撤回されても可なりである。防共協定の目的が共產黨の國際陰謀を防止轉覆せんとするものである以上、此の理由に基き同協定は支那の「ソ聯」との關係に影響を及ぼさしむべきでない。加之、中國共產黨は既に三民主義に従ふべき事を誓約した以上、共產黨としてはその黨組織並に宣傳工作を止め、その邊境政府を廢止すると共に、又その特別軍事組織を廢止し、且中華民國政府の法律制度に絶對的に服従すべきである。

三民主義なるものは支那國民の根本主義であり、従つて祖國を防衛する我々は義務を遂行する爲には、我々は自動的且積極的に右の主義に背馳するあらゆる組織とか宣傳とかを彈壓しなければならぬ。第三の結は經濟提携である。この問題も亦同様過去數ヶ年に亙り日本政府から屢々申込みがあつた。然して現在迄我々は政治的混亂が未解決

のまま残されてある限り、經濟提携の如きは全く問題にならぬとの見解を持して來た。然し日本政府は今や嚴肅に日本は支那の主權、政治的獨立及び領土を尊重すると言明し、且經濟的に日本は支那に對する獨占的支配を目的とするものでなく、又支那に對しては第三國權益の副廠を要求せんとするものでない。否、日支兩國間の經濟的協力のため平等主義に立つべきことを豫約してゐる。事柄が斯くの如くであるならば、我々は原則として之に同意しその基礎の上に各種の具體的條件を提出せねばならない。余は慎重なる考慮の後次の如く確信する。

國民政府は上記三點の基礎の上に速かに和平恢復のため日本政府と意見の交換をなすべきである、此の除去る十一月三日日本政府がその聲明に於て一月十六日の聲明に述べた態度を變更したことを想起せねばならない。従つて若し國民政府が上記三點を和平前議の基礎とするならば函議への途は開かれるのである。支那の武力抵抗の目的はその國家的存在と獨立とを確保する爲である。既に一年以上に及ぶ現在の戦の過程に於て我國は甚大なる打撃を蒙つた。若し吾々が正義に則つ

て平和を再建し待てるならば國家の存續と獨立とは維持され、こゝに武力抵抗の目的は達成されるのである。而して以上の三點は平和の精神と一致するものである。更に和平の條件については、我々はその條件の妥當性を確實ならしめる爲に之に慎重な考慮を加へねばならぬ。就中、特別の重要なる點は、日本軍の支那からの撤兵にその全部が急速且あらゆる方面に於て一斉に行はなければならぬことである。更に提案された日支防共協定の行續期間中日本軍の駐屯すべき所謂特定地區に、國內蒙の附近にのみ前線されなければならぬ。この駐兵は正に支那の主權並に政治的獨立及び領土權に影響を及ぼすものであるが、支那は以上の前線が行はれる事によつて始めて戦後の復興と再建事業とを遂行し得るのである。

日本兩國の近隣關係に鑑み、中國並びに日本の善隣と友好關係とは極めて自然なことであり、且必要なことである。正常な状態から逸脱してゐる現状は徹底的に再復元を加へる必要があり、日支兩國双方共に右に對する相互の責任を究明すべきである。日支兩國間の恒久的平

0878

和の礎石を築く爲には、支那はその教育政策を善隣主義と相矛盾せしめざるのみならず、他方、日本の側にも亦支那に對する傳説的眞實の態度竝に征服思想を放棄して、その成りに親支的教育政策を樹立すべきである。之こそ東亞の福祉の爲に我等が努むべき所である。同時に太平洋に於てのみならず、廣く全世界に於ける平和と安全とを確保する爲に、我々は國際親善並相互の利益増進の共通な大義の爲に、あらゆる關係各國とも協力すべきである。余はこの機會を利用して、以上述べ來つた提議をなし且之等の提議が容れられることを衷心希望するのである。